

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

あさひきらりポイント事業（朝日町介護予防ボランティアポイント事業）

高齢者自らのボランティア活動や、高齢者を支える地域のボランティア活動に対して、ポイントが付与され、お買物券等と交換するものです。

▶対象者

あさひきらりポイントの参加登録をした方
※新規登録を希望する方は健康福祉課にて申請してください。

▶対象活動

- ①町が行う介護予防事業等へのボランティア協力
 - ②地区で行う高齢者居場所づくり活動の運営へのボランティア協力
- ※いずれも何らかの報酬等をもらっている場合は該当しません。

▶内 容

- ・上記活動に1時間1ポイント、1日最大3ポイントまで付与。
 - ・10ポイント毎に1,000円のお買物券と交換。
 - ・年度毎に最大5,000円まで交換可能。
- ※ポイント交換期間はお知らせ板等でお知らせします。

▶問合せ先

健康福祉課 介護支援係 ☎67-2156

身近な町づくり活動を応援します！～志藤六郎村おこし基金 補助事業募集～

「朝日町に住所を有する社会人」、「朝日町民で組織する団体・グループ等」、「朝日町に住所を有する企業等」の活動に対し「まちづくり・地域づくり」の視点で応援します。

より良い企画や活動になるよう相談させていただきますので、お気軽にお問合せください。

▶募集期間 5月7日（火）～6月14日（金）

▶事業内容

- ①人と人とのつながりによる地域力の向上活動、事業費の80%以内（上限80万円）
【例】太鼓購入や子どもみこし会法被の購入など
- ②新たな価値や賑わいを生み出す産業力の向上活動、事業費の80%以内（上限80万円）

【例】地元食材を使った商品開発、イベント参加など
③やる気とチャレンジで町の活性化をめざす活動、事業費の90%以内（上限40万円）

【例】川下りや木登りのイベント開催など
※区長が代表を務める自治組織および実行委員会等の団体は補助事業の対象になりません。
※応募の資料を用意しています。興味のある方は、役場へお問い合わせください。
※まずは気軽に相談から。一緒に元気ある事業を作っていきましょう！

▶問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112

町内の企業や事業主の皆様へ～補助事業のご案内～

○朝日町工業製品等販路拡大事業

自社製品等の国内外企業との取引実現を図るため、山形県外で開催される商談会、見本市等への参加・出展する経費に対して、2分の1以内（上限50万円）を補助します。

○朝日町産業力向上社員等スキルアップ研修事業

①農業、工業、商業、観光などの産業分野で国際的視野や思考力を高め、町の産業力向上につながる海外研修に対して、対象経費の2分の1以内（上限1人あたり15万円）を補助します。

②社員等のスキルアップのため、中小企業大学校受講に対して、対象経費の2分の1以内（上限1人あたり10万円）を補助します。

○朝日町企業の魅力アップ就業促進事業

①町内の事業所等が、県外で開催される就職セミナー等に出展（参加）する経費に対して、対象経費の2分の1以内（上限20万円）を補助します。

②求人活動のために自社の紹介を目的とする映像の制作にかかる経費に対して対象経費の3分の2以内（上限20万円）を補助します。

③求人を目的とするホームページ作成費に対し、補助率2分の1以内（上限10万円）を補助します。

○朝日町商店街魅力創出チャレンジ事業のご案内

商店街における継続性のある魅力づくりや賑わいを創出する新たな取組を促進し、地域に根ざした商店街機能の充実を図るために、実施する事業に対して補助します。

事業名	対象となる経費	補助率	限度額 (1件あたり)
商店街連携事業	消費者の利便性向上や商店街の魅力向上に向けて、商店街が連携して取り組む経費	2分の1以内	15万円
個店活性化事業	第三者からの企画（アドバイス）による店内ディスプレイの改善に要する経費	3分の1以内	10万円
	消費者モニターを募集しての試食会、アンケート調査に要する経費	3分の2以内	5万円
	住民参加型の催事に要する経費 例：米粉ピザづくり教室など		3万円
個店連携支援事業	各個店への誘客を図るため、個店同士が連携して取り組む事業に要する経費	3分の2以内	20万円
旅館飲食業 活性化事業	旅館飲食業に係る団体やグループ等が行う情報発信および集客事業に関する経費 例：パンフレット等の作成、スタンプラリー等の実施	3分の2以内	20万円
観光拠点施設等 連携実験事業	観光拠点施設等から各個店への誘客を図るため、観光拠点施設等と各個店（複数可）等が連携して取り組む事業に要する経費 例：道の駅で買物すると、各個店で使用できるサービス券の発行など	10分の9以内	10万円

※詳しくは下記までお問合せください。

▶申込み・問合せ先 総合産業課 ☎67-2113

粗大ごみ収集の日程について

粗大ゴミの収集は、年1回となっています。今年度の日程は、下記のとおりです。収集日の約1カ月前に、各地区ごとに申込書を回覧しますので、搬出希望の方は区長を通じてお申し込みください。

収集日 (すべて木曜日)	収 集 地 区
6月 6日	長沼、八ツ沼、能中、高田、太郎一、太郎二、太郎三、石須部、立木、白倉
6月13日	常盤、夏草、西船渡、松程
7月 4日	本町、西町、栄町、助ノ巻、雪谷
7月11日	大町、元町、西原、前田沢、新宿、杉山、松原、宇津野、大滝、緑町、大船木、今平
7月18日	四ノ沢、小原、宿、平、沼向、大隅、古槇、送橋、下芦沢、水本
8月22日	大谷一～大谷六
8月29日	大谷七、中沢、真中、舟渡、栗木沢、川通、大暮山、大沼

※テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコンは、粗大ごみ収集の対象品目から除かれます。

▶問合せ先

税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

資源回収にご協力ください

▶回収日時、場所

回収区	日程(5月)	回収場所	時間(午前)
宮宿 四ノ沢	12日(日)	役場 西側駐車場	7:00~
和合	12日(日)	友和館駐車場	6:30~
古槇	11日(土)	古槇集荷所	6:00~
送橋	11日(土)	送橋集荷所	6:30~
下芦沢	11日(土)	下芦沢公民館	7:00~
上郷	12日(日)	旧上郷小前広場	8:00~
常盤 夏草 長沼	18日(土)	旧西部公民館 跡地	6:00~
三中	12日(日)	(株)KANEYASU 山形	6:30~
太郎	12日(日)	太郎公民館	6:30~
松程	11日(土)	松程林業 センター	8:00~
大谷小 学校区	19日(日)	北部体育館 駐車場	7:00~
大暮山	12日(日)	大暮山公民館	6:30~
大沼	12日(日)	大沼公民館	6:00~

▶回収可能物

新聞紙・雑誌・ダンボール・衣類(ダウンジャケットなど綿入りのものは不可)

※回収が予定されていない地区の方は、宮宿地区の回収日に役場西側駐車場で引き取りますので、分別したうえで、午前9時までにご持参ください。

▶問合せ先

税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

5月は「不法投棄及び海岸漂着ごみ削減強化月間」です

多くの方から廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を受付けています。不法投棄等を見かけた場合には、右記へご連絡ください。

その際、投棄者の特徴や車両番号を控えていただければ、早期解決につながります。不法投棄されたものは、地域を汚すとともに、最上川を流れ、海岸も汚します。みんなで不法投棄を撲滅しましょう。

▶通報・問合せ先

村山総合支庁保健福祉環境部環境課
廃棄物対策担当

☎023-621-8422

税務町民課 住民生活係

☎67-2119

クマ・イノシシに
ご注意ください

行楽や山菜取り、農作業で山に入る機会が多くなるシーズンですが、クマやイノシシに遭遇する危険性がありますので次のことに十分気を付けるようにしてください。

○ラジオや鈴など、音の出るもので存在を知らせる

○食べ残しやごみを放置しない

○子グマや子どものイノシシを見かけたら、近くに親がいることが予想されるので近づかない（子連れのクマやイノシシは非常に神経質で危険です）

○万一、クマに出会ったら、背を向けずに、ゆっくり後退する

※クマやイノシシを目撃したり、農作物等に被害があった場合は、左記までお知らせください。

▼問合せ先

農林振興課

☎67-2114

町内で創業等をお考えの皆さんへ～支援事業のご案内～

○「朝日町創業支援事業」

町内に住所を有し、事業所（個人事業主を含む）を設け、町内で新たに創業または事業の多角化を図る方に対し、対象事業費の50%以内（上限：200万円）を補助します。

※詳細は下記までお問合せください。

▶申込み・問合せ先

総合産業課 ☎67-2113

町内であっふるニュー豚を生産する方へ～補助事業のご案内～

○朝日町あっふるニュー豚安定生産基盤強化事業

あっふるニュー豚事業の振興を図るため、あっふるニュー豚の生産に関する施設整備に係る経費に対して、対象経費の3分の2以内（上限300万円）を補助します。

○朝日町あっふるニュー豚生産奨励事業

あっふるニュー豚の生産振興を図るため、あっふるニュー豚の生産に係る事業に対して、出荷豚1頭あたり1万円以内を補助します。

※詳細はお問い合わせください。

▶申込み・問合せ先

総合産業課 ☎67-2113

森林土地の所有者の届出、伐採および伐採後の造林の届出について

○森林土地の所有者の届出

▶対象者

個人・法人を問わず、売買や相続により森林の土地を新たに取得（面積に関わらず）した方。ただし、国土利用計画に基づく土地取引に関する届出を提出した方は対象外。

▶届出期間

所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出してください。

▶届出事項

所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所、土地の用途

▶添付書類

登記事項証明書、土地の位置を示す図面

○伐採及び伐採後の造林の届出

森林の立木を伐採する場合は、事前に「伐採及び伐採後の造林届出」の提出が法律で義務付けられています。また、1haを超える場合は県に申請し許可を受ける必要があります。

▶提出期間

伐採を行う90日前から30日前までの期間に農林振興課に書類を提出してください。

▶提出書類

伐採届及び伐採後の造林届出書、伐採する場所の位置図、伐採面積がわかる図面

▶問合せ先

農林振興課 ☎67-2114